

留学プログラム約款

I. 基本約款

第1条(約款)

申し込み希望者は、本基本約款及び該当する個別約款(II. 専門課程プログラムまたはIII. 長期語学留学プログラム)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、専門課程プログラム、語学留学プログラムに含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。本基本約款に加えて、申し込み留学プログラムにより、専門課程プログラム、語学留学プログラムの個別約款から該当するものが適用されます(以下、本基本約款と該当する個別約款を合わせて「約款」といいます)。ただし、受け付けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第13条(免責事項)によりお預かりするプログラム費は返金しません。

第2条(契約の申し込みと成立)

(1) 本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「留学プログラム申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、第6条(1)項に定めるプログラム費を受領確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます)。なお、本プログラム契約の有効期間は、原則として申し込み契約の成立日から2年間です。申し込み者の都合により、申し込み後2年以内に留学手続きを開始されない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。その際の申込金は、第16条(契約終了後の取扱い)により返金しません。

(2) 留学先学校または研修先機関(以下「留学先」といいます)が決定し、留学手続きを開始するとき、当社はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面(留学手続引受確認書)を送じます。または、電子の通知によりご連絡する場合があります。

第3条(拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数の認められるときは、申し込み者の申し込みをお断りすることがあります。

- 申し込み者の日本での上級成績が留学先が定める評定値に達していないときや申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。
- 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(保護者等)の同意がないとき。
- 申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかになったとき。
- 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できない見通しがあるとき。
- 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
- その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験ならびに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続き等を行い、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、個別約款に別途明示されている場合を除き、申し込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程終了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。○の留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。

① 学校選択

申し込み者は、申し込み者の希望留学先及びコース選択を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により1校選択します。

② 各種手続きの代行

① 入学手続き

各留学プログラムの個別約款に定められた入学の手続きを行います。

② 滞在先手続き

当社は、申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ滞在先等の申し込み手続きを代行します。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮等の滞在施設を持たない場合や申し込み者手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在先手続きの代行はしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ以外の滞在先の滞在先の代行はしません。II. 専門課程プログラム個別約款第1条にて記載する条件付き入学に申し込み場合、手続き代行可能な語学コース中の滞在先については、申し込み手続きを代行しますが、専門プログラムに正式入学した後の滞在先の手配は、申し込み者自身が現地に行うものとします。

希望留学先によっては、申し込み者の出発日より前またはホームステイ等の滞在先所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通らない場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の滞在先が滞在先となる場合があります。当社の責任によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望と通りの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

③ 渡航手続手続き

希望者は、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」/「渡航手続旅行契約の部」ならびに当社の「旅行・航空券取扱い条件書」等に準じます(「旅行取扱い」株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1695号)。なお、航空券代は別途料金となります。

④ 留学費用の支払い

当社は、第6条(2)項に定める希望留学先等への留学費用の支払い手続を送金あるいは銀行小切手の送付により代ります。ただし、専門課程プログラムの英語コース付の場合は、英語コースのみ支払い手続き代行の対象とする場合があります。申し込み者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先によっ

ては、授業料、部屋代、食費等を事前に(i)送金または銀行小切手によって支払う場合、(ii)現地で現金によって支払う場合があります。この場合当社は、原則として(i)の方法によってのみ代行します(第8条の為替変動も参照ください)。現金に支払う必要がある場合、申し込み者は、事前に現金をご自身でご用意の上、現地にて希望留学先に直接お支払ください。ただし専門課程の場合は、取得を希望する授業の単位数によって授業料は異なりますので、当社では概算で請求することがあります。さらに、寮等を利用する場合も、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので、当社では概算で請求することがあります。

⑤ 海外留学保険加入手続き

当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリカの大学・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、独自に留學生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようお願いいたします。なお、海外留学保険は別途料金となります。

⑥ パスポート申請書類

申し込み者が希望する場合、当社の指定する旅行代理店が、パスポート申請書類を別途定めた「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じて、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受領時は、申し込み者本人が所轄官庁に出向しなければなりません。

⑦ ビザ取得手続き

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定めた「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じて、別途料金にて行います。ただし、パスポート申請時及び受領時は、申し込み者本人が所轄官庁に出向しなければなりません。

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定めた「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じて、別途料金にて行います。留学国や申し込み者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間が無い場合は、ビザの取得申請等ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑧ 必要書類の翻訳

第5条に定める留学手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当社は英語、フランス語に限り預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍簿本(抄本)を別途料金にて翻訳します。翻訳料は、第6条(5)項⑤に定めるとおりです。

⑨ オリエンテーション

当社は、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方等を紹介した小冊子を配布します。また、担当留学カウンセラー等、オリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場での交通費は、申し込み者の負担となります。

(4) 留学ジャーナルセキュアメントプロテクション

留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイザーする24時間電話サービス「留学ジャーナルセキュアメントプロテクション」を実施します(電話によるアドバイザーは、AIGTラベルシステムで行います)。

(5) 当社の留学ローンの紹介・申し込み代行

当社は、提携金融機関により留学費用等の貸付を行う留学ローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間が無い場合、留学ローンを利用できないことがあります。

第5条(必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

(1) プログラム費

各留学プログラムの個別約款第3条(諸費用)に定めるプログラム費を本第2条及び第9条に記載通りお支払いいただきます。なお、各プログラム費には、本条(2)項〜(6)項の費用は含まれません。

(2) 留学費用

当社は、希望留学先への入学手続きに必要な費用としての出願料や滞在先申込金、授業料及び入学登録料、寮・ホームステイに関する費用、食費、航空料金、空港迎え料(空港迎えが必要な場合のみ)、その他申し込み者の留学期間中に必要となる費用(以下、これらを「留学費用」と総称します)を希望留学先等から当社に寄せられた最新の資料に基づいて出し、申し込み者に請求します。申し込み者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。なお、留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3) 宿泊費

申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途中経由地ならびに現地にホテル等の宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申し込み者が直接滞在先にお支払ください。

(4) 緊急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,000円(税別)にて申し付けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

(5) 渡航手続の代行

上記で定める費用他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行業約款の「手配旅行契約の部」ならびに「渡航手続旅行契約の部」に準じ、別途渡航手続代行料金を収受することにより次に掲げる業務を行うことを引き受けます。なお、渡航手続代行料金はサービス及びそれらにかかる料金は、別途ご案内する各種条件書(旅行・航空券取扱い条件書、旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書等)に準じます。

① 旅券、査証、再入国許可等に関する手続き

② 出入国手続書類の作成

③ 航空券手配に付随する手続き

④ 海外留学保険の手配

⑤ 預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書、戸籍簿本または抄本等必要書類の翻訳

なお、翻訳については以下の費用(税別)を収受することにより申し受けます。

翻訳料(1通あたり)	英語	フランス語
・預金残高証明書	7,000円	8,000円
・卒業証明書	7,000円	10,000円
・成績証明書(大学・短大・高等のもの)	15,000円	20,000円
(高校のもの)	12,000円	20,000円

・戸籍簿本(抄本)

英語・フランス語とも1枚につき 15,000円 ~ 20,000円

(6) その他の諸費用

本条(1)項から(5)項で定める費用他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別途申請、請求します。申し込み者は、当社から下記諸費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。

① 海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料

② プログラムの申し込み前にお希望される留学先及びコースの分野により、出願可能な調査(入学条件、スケジュール、料金等)が必要となる場合、またはそれ以外の調査をお希望される場合は、指定のリサーチ申し込み書の提出とリサーチ料30,000円(税別)を支払うことによりご希望される留学先を1年以内の期間において最大2校まで調査し、留学費用概算見積書を作成します。なお、当社が承諾の上、リサーチ申し込み書とリサーチ料を受領した場合は、直ちにリサーチを開始いたします。そのため、リサーチの取消には応じかねます。また、その返金はありません。

③ その他、当社が申し込み者に対して、本条に記載する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

第7条(申し込み後の変更と変更手数料)

申し込み者の都合により、希望留学先へ依頼を要する申し込み内容を変更する場合(ご出発後の変更も含む)や留学時期を変更する場合には、各留学プログラムの個別約款に定める届出と変更手数料が必要です。

(1) 留学手続きをした結果、第13条(1)項の①②③に定める事由によって留学がなかった場合において、申し込み者が留学条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したとき、当社は本条の変更手数料を申請することなく、再度留学手続きを行います。

(2) 空港出発手配のため送付手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,000円(税別)を別途申し受けます。

第8条(為替変動)

当社が本約款に基づき、申し込み者に代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による概算の精算は行いません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用またはその一部を直接支払う場合は、申し込み者自身による支払いとなります。

また、申し込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先への入学を取りやめるときに希望留学先から申し込み者に対して返金される費用がある場合、当社はかかる費用を申し込み者に対して代理受領し、かかる費用を当社が選択する日の TTBLレートにて換算した上で、申し込み者に返金するものとします。

第9条(支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責に於かない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い先との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)をあらかじめ申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者の負担となります。

第10条(申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合、各留学プログラムの個別約款の定めに基づき、申し込み者に対する取消ならびに返金等の手続きを行います。申し込み内容の取消は、必ず書面にて当社でお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取扱いします。希望留学先に対するキャンセル料ならびに渡航手続取扱いにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴って発生する費用及び損失については申し込み者の負担となります。また、当社がこれを立て替へ支払いしたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとなります。

第11条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手続手数料における航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社が生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用を当社に支払うものとします。

第12条(当社からの解約)

(1) 申し込み者が次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- 申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
- 申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条、第7条、第8条及び個別約款に定める費用の支払いを行わないとき。
- 申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上経たず連絡不能となるとき。
- 申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- 申し込み者が、本約款に違反したとき。
- 申し込み者が、暴力団員、暴力団準備員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 申し込み者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な行為を、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づき留学プログラム契約を解約したと

き、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金しません。また、解約より発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づき解約より当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第13条 (免責事項)

- (1) 当社は、次に例示するような当社の真によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。
 - ①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合。
 - ②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合。
 - ③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が開封までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。
 - ④申し込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していなために入学の許可が得られなかった場合。
 - ⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
 - ⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
 - ⑦天災地震、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
 - ⑧申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。
 - ⑨申し込み者が、本約款に違反した場合。
- (2) 前項各号に基づき当社の真によらず留学できなかった場合、当社を介さず申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。
- (3)「留学ジャーナルスチューデントプロジェクト」の業務は、AIG Travelers アンソニックが行います(渡航後帰国まで最長1年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスを行いますが、当社はその内容に何らかの保証をするものではありません。
- (4)第4条(5)項に基づき当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当社は申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。
- (5)申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の予約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
- (6)当社は、希望留学先・語学コースから当社に送られてきた最新資料に基づく留学プログラムを提供しますが、当社の真によらず、希望留学先・語学コースの事情により、受入条件・授業内容・滞在・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申し込み者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申し込み者との間の直接的契約となるため一切その責任を負いません。

第14条 (損害の負担)

当社は、当社の真によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第15条 (前受金の保全)

- 当社は、次の通り前受金の保全措置を講じています。
- (1) 当社は、留学に係る費用の内、プログラム費・授業料、滞在費の予定金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保釈財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別管理制度」を導入しています(留学費用は、受け入れ先が期日を定める場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません)。詳細は別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。
 - (2) また、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、当社は観光庁長官登録旅行業第1種を取得していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証金分担金を償付しています。これにより、同協会判断の下、対象となる旅行費用の保全額相当が返還保証されます。

第16条 (契約終了後の取扱い)

本約款第2条(1)に記載する契約期間が留学手続きの開始前に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、留学手続きを開始しても手続き上の進捗がなく、ご出発の意思がまったくないまま契約期間を超えた場合も契約の終了となります。その際、既ににお支払い済みのプログラム費は、契約期間の満了により返金しません。契約の終了に伴い、留学先や滞在先等から別途実費請求があった場合は、申し込み者に請求します。なお、申し込み者の都合により入学、授業コース、ホームステイから寮への変更、留学時期等の留学条件を変更した場合は、変更申し込みの契約成立日以降留学手続きを進めることもなく1年を超えると、変更に関する契約期間も満了となり契約の終了となります。その際にお支払いいただいた変更手数料は返金しません。

第17条 (守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下で個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにも、当申し込み書記載内容及び海外留学関係の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第18条 (個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人データの取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱っています。

- (1) 個人情報の取得及び利用について
当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させ

るために適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

- ①申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品ならびにサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、アクシミリ番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報をご提供をお願いする場合があります。これは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、ならびに申し込み者との間の連絡のために利用させていただくほか、申し込み者がお申し込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらの予約の上の受領のための手続に必要な範囲内、また当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申し込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書、学籍簿本(抄本)等の提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申し込み者に同意いただものとします。

- ②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申し込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報に当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へご提出いただく可否については、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等のご案内を申し込み者にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報を利用させていただきました場合があります。なお、申し込み者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。
- (3) 個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供しません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、アクセス番号、職業、勤務先または身分証明書や学籍簿本(抄本)等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホールセラー・B2C代理店申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申し込み者の学籍簿本または抄本の英訳されたものを求める場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- ①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
 - ②法令により開示が求められた場合
 - ③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
 - ④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
- (4) 個人情報の管理について
- 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部へへの送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。
- (5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について
- 当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、変更に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを 이용하실場合があります。
- (6) 個人情報保護に関する相談窓口
- 個人情報保護に関するお問い合わせ: ご要望は、ごお問い合わせ窓口へご連絡ください。
- お客様相談室
連絡先: 03-5312-4421 (代) (平日のみ 10:00～18:00)

Ⅲ. 長期語学留学プログラム個別約款

「長期語学留学プログラム」に申し込み場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加えて以下に定める事項も合わせて適用されます。

- (1) 長期語学留学プログラムに申し込み場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加えて以下に定める事項も合わせて適用されます。
- (2) 長期語学留学プログラムに申し込み場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加えて以下に定める事項も合わせて適用されます。
- (3) 「長期語学留学プログラム」に申し込み場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加えて以下に定める事項も合わせて適用されます。

第19条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専断的合意管轄裁判所とします。

第20条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第21条 (準拠法)

本約款は、日本法(準拠し、同法に従って解釈されるもの)とします。

第22条 (発効期日)

本約款の内容は、2018年4月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp/)に掲載の最新約款を適用します。

Ⅱ. 専門課程プログラム個別約款

「専門課程プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「専門課程プログラム」の場合、申し込み者において希望留学先及びプログラム指定の英語力を満たしている場合には、当社が紹介する専門学校、または大学・2年制大学で行われている1年以内の終了可能な専門課程への入学申し込み手続きを行います。申し込み者以外の指定した英語力に達していない場合は、条件付き入学(以下「英語コース付き」といいます)の手続きを行います。申し込み者の希望により許可されたプログラム前に英語研修を申

し込む場合も(英語コース付き)となります。

第2条 (プログラムの範囲)

「専門課程プログラム」では、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの続きを代行します。「専門課程プログラム」で、「英語コース付き」は、専門課程からの許可証に加え、希望または指定の英語学校から入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの続きを代行します。出願時に満たした英語力に満たない場合は、希望留学先から「英語力が基準を満たした段階で入学を認める」との内在通知を取り寄せ、当該希望留学先が指定する語学コースへの入学申し込み手続きを代行します。その後、申し込み者が「語学コース」に入学して、希望留学先の付いた条件を満たした場合の正式入学の申し込み手続きは、申し込み者自身が行うものとなります。

第3条 (諸費用) ※下記料金には消費税が含まれていません)

「専門課程プログラム」のプログラム費は150,000円です。また、専門課程プログラムに英語研修を追加する場合(英語コース付きプログラム)は、1校につき別途50,000円のプログラム費用がかかります。

第4条 (変更手数料) ※下記料金には消費税が含まれていません)

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、契約期間の満了前に届出とともに変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、基本約款第16条(契約終了後の取扱い)に準じます(※申し込み日から起算して8日以内の変更は、手数料免除となります)。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき80,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき30,000円です(留学出発後も適用となります)。

第5条 (申し込み後の取消と返金) ※下記料金には消費税が含まれていません)

- (1) 申し込み日から起算して8日以内の取消
すべて返金します。
- (2) 申し込み日から起算して9日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消
取消料30,000円とすでに届出手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (3)「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消
取消料50,000円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (4)「留学手続き引受確認書」発送後11日以降30日以内の取消
取消料100,000円と入学や滞在にかかる費用で取消ができないものを差し引き、返金します。
- (5)「留学手続き引受確認書」発送後31日以降出発前日までの取消
第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、さらに入学や滞にかかる費用で取消ができないものを別途請求します。
- (6) 出発日以降の取消
返金は一切しません。

Ⅲ. 長期語学留学プログラム個別約款

「長期語学留学プログラム」に申し込み場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加えて以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「長期語学留学プログラム」に申し込み場合、「留学プログラム約款」基本約款の第1条から第22条までのすべての条項に加えて以下に定める事項も合わせて適用されます。

第2条 (プログラムの範囲)

「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可証等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの続きを代行します。

第3条 (諸費用) ※下記料金には消費税が含まれていません)

「長期語学留学プログラム」のプログラム費は80,000円です。一度に2校以上申し込みの場合、2校目以降の手続き代料は、1校につき50,000円となり、通常のプログラム費に加算されます。

第4条 (変更手数料) ※下記料金には消費税が含まれていません)

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、契約期間の満了前に届出とともに変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内の出発に限り変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをしていただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、基本約款第16条(契約終了後の取扱い)に準じます(※申し込み日から起算して8日以内の変更は、手数料免除となります)。「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき50,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき30,000円です(留学出発後も適用となります)。

第5条 (申し込み後の取消と返金) ※下記料金には消費税が含まれていません)

- (1) 申し込み日から起算して8日以内の取消
すべて返金します。
- (2) 申し込み日から起算して9日以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消
取消料30,000円とすでに届出手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (3)「留学手続き引受確認書」発送後10日以内の取消
取消料50,000円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの(対象校のみ)を差し引き、返金します。
- (4)「留学手続き引受確認書」発送後11日以降出発前日までの取消
第3条(諸費用)で定めるプログラム費全額が取消料となり、入学や滞にかかる費用で取消ができないものを別途請求します。
- (5) 出発日以降の取消
返金は一切しません。

※「ワーキングホリデーサポートプログラム」「大学/大学院留学プログラム」にお申し込みの場合、別途お渡しするそれぞれのプログラム約款に同意していただきます。